

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（中央区港島9丁目）

計 画 書

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	中央区港島9丁目	約 1.2 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 〔施設の種類〕 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設 〔処理能力〕 179.92t/日<廃プラスチック類> 282.80t/日<木くず> 902.32t/日<がれき類> ・事業者 株式会社神戸ポートリサイクル

理 由

当施設は、これまで臨港地区内で処理ができず、地区外に搬出されていた漁網、ロープ、防舷材、大型タイヤ、廃船などの処理困難物を処理・再資源化できるようにするため設置するものであり、当施設の設置により、臨港地区内の廃棄物処理の効率化が見込まれる。また、破碎後の処理後物の一部は再資源化物やバイオマス燃料となり、臨港地区内の再資源化の向上が見込まれる。

当敷地は、既に都市計画審議会において認められた産業廃棄物処理施設の事業区域内に、新たな施設を設置するものであり、都市計画上支障がないと認められる。

（参考）建築基準法関係条文抜粋

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。